

社会福祉施設等施設整備費県費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉施設等施設整備を行う社会福祉法人等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）及び

厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}令第6号）又は補助金等の^{労働省}

交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）の規定によるほか、必要事項を定める。

(交付の目的)

第2条 社会福祉施設等施設整備費県費補助金（以下「整備費補助金」という。）は、「生活保護法」（昭和25年法律第144号）、「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第3条

この要綱において「社会福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。

区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
(1)生活保護法第38条に基づく保勤施設	保勤施設	救護施設 更生施設 授産施設 宿所提供施設	
(2)社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第7号に基づく授産施設（(1)による授産施設を除く。）	社会事業授産施設		
(3)障害者総合支援法第5条第1項に基づく障害福祉	障害福祉サービス事業所		

<p>サービス事業（同条第6項に規定する療養介護、同条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援若しくは同条第14項に規定する就労継続支援に限る。）を行う施設（以下「障害福祉サービス事業所」という。）並びに同条第11項に規定する障害者支援施設</p>	<p>障害者支援施設</p>		
<p>(4) 障害者総合支援法第5条第2項に規定する居宅介護、同条第3項に規定する重度訪問介護、同条第4項に規定する同行支援、同条第5項に規定する行動援護（以下「居宅介護」という。）、同条第8項に規定する短期入所、同条第15項に規定する就労定着支援、同条第16項に規定する自立生活援助、同条第17項に規定する共同生活援助及び同条第18項に規定する相談支援を行う事業所</p>	<p>居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所 行動援護事業所 （以下「居宅介護事業所」という。） 短期入所事業所 就労定着支援事業所 自立生活援助事業所 共同生活援助事業所 相談支援事業所</p>		
<p>(5) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に基づく身体障害者社会参加支援施設（補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視覚</p>	<p>身体障害者社会参加支援施設</p>	<p>補装具製作施設 盲導犬訓練施設 視覚障害者静読室施設</p>	<p>点字図書館 聴覚障害者静読室施設</p>

障害者に対する施設に限る。)			
(6) 児童福祉法第6条の2の2第1項で規定する障害児通所支援事業（同条第2項で規定する児童発達支援、同条第4項で規定する放課後等デイサービスに限る。）を行う事業所及び第7条で規定する障害児入所施設及び児童発達支援センター	児童福祉施設 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	障害児入所施設 児童発達支援センター	福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設 福祉型児童発達支援センター — 医療型児童発達支援センター —
(7) 児童福祉法第6条の2の2第5項で規定する居宅訪問型児童発達支援、同条第6項で規定する保育所等訪問支援及び同条第7項で規定する障害児相談支援を行う事業所	居宅訪問型児童発達支援事業所 保育所等訪問支援事業所 障害児相談支援事業所		
(8) 障害者総合支援法第5条第28項に基づく福祉ホーム	福祉ホーム		
(9) 平成18年3月1日社福第2232号本職通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の県費補助の取扱いについて」に基づく応急仮設施設	応急仮設施設		
(10) 社会福祉法第2条第3項第8号に基づく無料低額窓口	無料低額窓口		
(11) 上記以外の施設であつて、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定め	その他施設		

ており、かつ、知事が特に整備の必要を認めるもの			
-------------------------	--	--	--

2 「施設整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

(1) 第3条第1項の表第1号、第2号、及び第11号に掲げる施設（以下「保護施設等」という。）並びに保護施設等に係る第9号の施設の場合

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
増改築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築及び倒壊等の危険性のある障害者施設等の耐震化（以下「耐震化等整備」という。）を含む。）をすること。
改築	既存施設の現在定員の増員を行わずに改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。
拡張	既存施設の現在定員の増員を行わずに施設の延面積の増加を図る整備をすること。
大規模修繕等	既存施設について、平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」及び平成28年11月18日社援発1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備をすること。
スプリンクラー設備等整備	平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。
老朽民間社会福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について平成18年3月1日社福第2227号本職通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」により改築整備をすること。
応急仮設施設整備	平成18年3月1日社福第2232号本職通知「社会福祉施設等における応急

	仮設施設整備の具費補助の取扱いについて」により整備をすること。
--	---------------------------------

(2) 第3条第1項の表第3号、第5号及び第6号に掲げる施設（以下「障害福祉サービス事業所等」という。）並びに障害福祉サービス事業所等に係る第9号の施設の場合

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改築	既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。
大規模修繕等	既存施設等について、平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」及び平成28年11月18日社援発1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備をすること。
スプリンクラー設備等整備	平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。
老朽民間社会福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について平成18年3月1日社福第2227号本職通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」により改築整備をすること。
応急仮設施設整備	平成18年3月1日社福第2232号本職通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の具費補助の取扱いについて」により整備をすること。
避難スペース整備 (第5号に掲げる施設の整備を除く。)	平成25年2月26日障発0226第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取扱いについて」により避難スペース整備をすること。

(3) 第3条第1項の表第4号及び第7号の施設並びに同号の施設に係る第9号施設の場合

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改築	既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。
大規模修繕等	既存施設等について、平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」及び平成28年11月18日社援発1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備をすること。
応急仮設施設整備	平成18年3月1日社福第2232号本職通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の県費補助の取扱いについて」により整備をすること。
避難スペース整備 (居宅介護及び相談支援を行う事業所の施設整備を除く。)	平成25年2月26日障発0226第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取扱いについて」により避難スペース整備をすること。

(4) 第3条第1項表第8号に掲げる施設の場合

整備区分	整備内容
大規模修繕等	既存施設について平成28年11月18日社援発1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備をすること。
スプリンクラー設備等整備	平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。

(5) 第3条第1項表第10号に掲げる施設の場合

整備区分	整備内容
大規模修繕等	既存施設等について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取

	扱いについて」及び令和元年6月27日社援発0520第4号厚生労働省社会・援護局長通知「無料低額宿泊所における防火安全対策の推進に係る整備について」により整備をすること。
--	--

(交付の対象)

第4条 この補助金は、次の表の第①欄に定める施設の種類ごとに、第②欄に定める設置根拠等により第③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業を補助の対象とする。

ただし、以下の各号に該当する場合は補助の対象としない。

- (1) 既に実施している事業
- (2) 他の国庫負担(補助)制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業
- (3) 土地の買収、又は整地に要する費用
- (4) 職員の宿舎に要する費用
- (5) 政令指定都市・中核市に設置する施設に係る事業(中核市に設置する「(6)児童福祉施設等」の「ア 障害児入所施設」に係る事業を除く。)である場合
- (6) 埼玉県暴力団排除条例(平成23年埼玉県条例第39号)(以下、「条例」という。)第2条第1号に定める暴力団が設置者である場合
- (7) 条例第2条第2号に定める暴力団員が事業主又は役員となっている法人が設置者である場合
- (8) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する法人が設置者である場合
- (9) その他施設整備費として適当と認められない費用

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤県補助率
(1) 保勤施設	生活保護法第41条	社会福祉法人又は日本赤十字社	生活保護法第74条第1項	3/4
(2) 社会事業受産施設	社会福祉法第2条第2項第7号	社会福祉法人	予算措置	3/4
(3) 障害福祉サービス事業所等 ア 障害福祉サービス事業所(療養介護を除く。)	障害者総合支援法第79条第2項	障害者総合支援法第79条第2項に基づき事業を実施する法人(社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO法人又は堂利法人等。以	予算措置	3/4

		下「社会福祉法人等」という。)		
イ 障害福祉サービス事業所（療養介護に限る。）	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉法人等	予算措置	3/4
ウ 障害者支助施設	障害者総合支援法第83条第4項	地方税法（昭和25年法律第226号）第348条第2項第10の6号及び第10の7号の規定により固定資産税を課されないこととされている法人（社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人等。医療法人を除く。）	予算措置	3/4
(4) 居宅介護事業所、短期入所事業所、就労定着支援事業所、自立生活援助事業所、共同生活援助事業所及び相談支援事業所	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉法人等	予算措置	3/4
(5) 身体障害者社会参加支援施設	身体障害者福祉法第28条第3項	社会福祉法人	予算措置	3/4
(6) 児童福祉施設等 ア 障害児入所施設	児童福祉法第35条第4項	社会福祉法人又は日本赤十字社若しくは公益社団法人又は公益財団法人	児童福祉法第56条の2第1項	3/4
イ 児童発達支援センター	児童福祉法第35条第4項	社会福祉法人等	児童福祉法第56条の2第1項	3/4
ウ 児童発達支援事業所、放課後等デイ	児童福祉法第34条の3第2項	社会福祉法人等	予算措置	3/4

サービス事業所				
(7) 居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所及び障害児相談支援事業所	児童福祉法第34条の3第2項	社会福祉法人等	予算措置	3/4
(8) 福祉ホーム	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉法人等	予算措置	3/4
(9) 応急仮設施設	平成18年3月1日社福第2232号本職通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備及び設備整備の県費補助の取扱いについて」	本表中の施設の種類の種類ごとに定められている設置者	予算措置	3/4
(10) 無料低額宿泊所	社会福祉法第2条第3項第8号	社会福祉法人等	予算措置	3/4
(11) その他施設	別途厚生労働大臣が定める基準等	社会福祉法人又は日本赤十字社	予算措置等	3/4

(交付額の算定方法及び国の財政上の特別措置)

第5条 整備費補助金の交付額は、次により算出するものとする。

なお、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2 創設、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備については、次により算出された額を交付額とする。

(1) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1又は別表1-2の第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等(営利法人を除く。))の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。)を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) 第4条の表の第①欄に定める施設の種類の種類(障害福祉サービス事業と障害児通所支援事業等との多機能型事業所として整備する場合には、第4条の表の①(3)ア、(6)イ若しくは(6)ウのいずれか一つの施設の種類の種類)ごとに別表1-1又は別表1-2の第1欄に定める種目ごとに第2欄により算出した基準額の合計を算出する。

(3) (1)により選定された額に第4条の表の第⑤欄に定める県補助率を乗じて得た額と、(2)により算出した額とを比較して少ない方の額の施設の種類の種類の額(以

下、「県費補助基本額」という。)の範囲内の額を交付額とする。

(4) ただし、保護施設等に地域交流スペースの整備を行うときは、地域交流スペースに係る額を除いて(1)から(3)により算定した交付額に、次の(ア)から(エ)のうちいずれか少ない額を加えたものを交付額とする。

(ア) 地域交流スペースに係る総事業費から地域交流スペースに係る寄付金その他の収入を控除した額

(イ) 地域交流スペースに係る対象経費の実支出額

(ウ) 地域交流スペースに係る基準額

a 防災拠点型以外の地域交流スペースの場合(bの場合を除く。)26,300千円(初度設備相当を併せて整備する場合は27,710千円)

b 防災拠点型以外の地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備を行う場合、36,580千円(初度設備相当を併せて整備する場合は37,990千円)

c 防災拠点型地域交流スペースの場合(dの場合を除く。)35,600千円(初度設備相当を併せて整備する場合は39,410千円)

d 防災拠点型地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備を行う場合、50,480千円(初度設備相当を併せて整備する場合は54,290千円)

(エ) 地域交流スペースに係る県費補助額3 創設(第3条第1項表第10号に掲げる施設に係るものに限る。)については、次により算出された額を交付額とする。

3 第2項以外の事業の場合については、施設ごとに次により算出するものとする。

(1) 別表1-3及び別表4の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と、第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定された額を合算した額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、第4条の表の第⑤欄に定める県補助率を乗じて得た額((以下「県費補助基本額」という。)の合計額の範囲内の額を交付額とする。

4 次の表の第①欄に定める区分ごとに、第②欄に定める対象施設の種類に掲げる場合には、次のとおりとする。

(1) 創設、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備の場合

第5条第2項第3号中「第4条の表の第⑤欄に定める県補助率」とあるのは「第5条第4項の表の第③欄に定める県補助率」とそれぞれ読み替えて適用する。

(2) (1)以外の施設の場合

第5条第3項第2号中「第4条の表の第⑤欄に定める県補助率」とあるのは「第5条第4項の表の第③欄に定める県補助率」とそれぞれ読み替えて適用する。

区 分 ①	対象施設の種類 ②	県補助率 ③
ア 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）第2条に規定する公害防止対策事業として行う場合	・児童福祉施設	4/5
イ 地震防災対策特別措置法（昭和55年法律第63号）第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	・救護施設 ・障害者支援施設（生活介護又は自立訓練を行うものに限る。） ・障害児入所施設	5/6
ウ 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	・救護施設 ・障害者支援施設（生活介護又は自立訓練を行うものに限る。） ・障害児入所施設	5/6

（申請書の様式等）

第6条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとし、その提出期限は毎年度8月10日とする。

- 2 規則第4条第2項第1号及び第2号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。
- 3 規則第4条第2項第5号に規定する知事が定める事項に係る添付書類は、補助事業等に係る歳入歳出予算書（見込書）抄本とする。

（変更申請手続）

第7条 整備費補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、様式第2号の変更（中止・廃止）承認申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 規則第6条1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、補助対象経費の額に変更を生じない範囲の変更とする。

（交付決定の様式）

第8条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第3号のとおりとする。

（交付の方法）

第9条 この整備費補助金は、概算払で交付する。

（状況報告）

第10条 この補助金の状況報告については、次により行わなければならない。

補助事業者は、施設整備に係る工事に着手したときは、様式第4号の様式による工事着工報告書を工事に着工した日から5日以内に知事に提出し、また、工事進捗状況については、様式第5号の様式による毎年度12月末現在の状況を、翌月10日までに知事に報告しなければならない。

(報告書の様式)

第11条 規則第13条の報告書の様式は、様式第6号のとおりとする。

(添付書類)

第12条 規則第13条の報告書には、精算額内訳書及び歳入歳出決算書(見込書)抄本を添付しなければならない。

(報告書の提出時期等)

第13条 規則第13条の報告書の提出時期は、補助事業等の完了の日から起算して25日を経過した日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から25日を経過した日)又は3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る県の会計年度の翌年度の4月20日までに知事に提出して行わなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 規則第14条の額の確定に係る通知書の様式は、様式第7号とする。

(財産処分制限の緩和期間)

第15条 規則第19条但し書きに規定する知事が定める期間は、事業完了(当該財産の取得)後、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱に定める期間を経過するまでとする。

(処分財産の指定)

第16条 規則第19条第2号に規定する知事の定めるものは、補助事業により取得した設備とする。なお、知事の承認を受けて財産を処分することにより、収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(書類の整備等)

第17条 設置者は、補助事業等に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱に定める期間を経過するまで保存しなければならない。

(補助金の返還)

第18条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずる。

(仕入控除税額の報告等)

第19条 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合も含む。)は、様式第6号(その1)別紙②により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は支社及び支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった結果、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を知事に納付しなければならない。

(その他)

第20条 特別の事情により、当該要綱による手続きによることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けて、その定めるところによるものとする。

附則

この要綱は、平成18年3月1日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成19年3月9日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成20年1月11日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成21年3月2日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成22年3月12日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成22年11月30日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成24年2月21日から施行し、平成24年2月21日から適用する。

附則

この要綱は、平成26年3月27日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成26年6月13日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成26年12月9日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成27年12月28日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成28年8月5日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成29年2月20日から施行し、平成28年10月11日から適用する。

附則

この要綱は、平成29年6月23日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成30年6月11日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成31年2月12日から施行し、平成31年2月7日から適用する。

附則

この要綱は、令和元年7月18日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和2年7月2日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和3年3月18日から施行し、令和3年3月18日から適用する。

附則

この要綱は、令和3年8月6日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和4年7月29日から施行し、令和4年4月1日から適用する。